■精華町

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容	
精華町企業立地	H16. 10	〇情報関連産業及び自然科学研究所に係	事業場等設置助成金	
促進条例		る本店及び事業場、先端産業に属する製	〇投下固定資産額(土地取得を除く)の	
<府制度との併		造業に係る本店:	1/10 以内の額	
給不可>		用地取得面積 500 ㎡以上又は投下固定	〇限度額 3,000 万円	
		資産額(土地を除く)2,000万円以上かつ、	(情報関連産業、自然科学研究所及び先端	
		地元新規雇用者数 1 名以上	産業に属する製造業に係る事業場等以外	
		〇製造業(先端産業)に係る事業場、製	は1,000万円)	
		造業(先端産業外)及び町長特認に係る	操業支援助成金	
		本店及び事業場:	〇固定資産税額(土地分を除く)の課税額	
		用地取得面積 500 ㎡以上又は投下固定	に次の率を乗じて得た額:	
		資産額(土地を除く)5,000万円以上かつ、	1 年目 9/10	
		新規地元雇用者 1 名以上	2年目 2/3	
		〇地域経済、産業の発展に効果が大きい	3年目 1/3	
		と認められること	〇3年間の交付合計額の上限	
		○環境の保全に配慮して施設整備及び運	3,000 万円	
		営が行われること	(操業開始時において投下固定資産額等	
			が 200 億円以上である大規模な事業場等	
			に該当する場合は、6億円)	
			雇用創出助成金	
			〇操業開始日以降、1年以上継続して新た	
			に雇用した精華町内在住者の増加数に以	
			下の区分の金額を乗じて得た額:	
			正規雇用 40 万円	
			障害者雇用 50 万円	
			正規雇用以外(障害者除く)10 万円	
			〇3年間の交付合計額の上限	
			3,000 万円	

税の特例措置	適用基準	世界車位	措置範囲	適用期間	
	投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)	措置事項	拍旦軋出	適用期间
	研究所施設で建設資金(土地除く)	_	不均一課税		
	が2億円以上		【適用税率】		
			1 年目		
			0. 14/100	固定資産税	3 年間
			2 年目	四足貝炷饥	3十间
			0. 467/100		
			3 年目		
			0. 933/100		